

芦屋市条例第 3 1 号

芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年芦屋市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第 9 条 芦屋市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>5 8 6 円 8 8 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える	(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第 9 条 芦屋市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>5 4 1 円 3 1 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える

改正後	改正前
<p>場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が<u>同条</u>の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものである</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が<u>前条</u>の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものである</p>

改正後	改正前
<p>ことにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者から申請した金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>ことにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者から申請した金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。